

質疑・回答書

件名：基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務に係る簡易公募型プロポーザル

質疑事項	回 答
<p>1 （別紙1）基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務に係る設計条件等 2 基本設計条件 (1)敷地 エ その他規制等 「基町一団地の住宅施設（変更予定）」及び「一団地認定（変更予定）」の変更とはどのような内容でしょうか。公表できる内容がございましたらお示しください。</p>	<p>1 各変更について決定した事項はありませんが、本業務での計画が実現できるように進めていく予定です。</p>
<p>2 （別紙1）基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務に係る設計条件等 2 基本設計条件 (6)付帯施設 「物置（倉庫）」は、各住戸専用でしょうか。あるいは団地内共用のものでしょうか。また必要面積について目安がございましたらお示しください。</p>	<p>2 記載の「物置（倉庫）」は、各住戸専用を想定しています。規模の目安は、別紙11の「広島市市営住宅の基本仕様」8ページ⑩収納に示すとおり0.54㎡/戸ですが、詳細は業務の中で検討を行う予定です。 なお、団地自治会で共同使用する物置（倉庫）は、集会所の計画面積約100㎡のなかで計画します。</p>
<p>3 （別紙1）基町第十七アパート（仮称）改築工事基本設計業務に係る設計条件等 2 基本設計条件 (8)スケジュール（予定） 実施設計は本業務の対象外ですか。その場合、実施設計業務の発注方法はどのようになりますか。</p>	<p>3 本業務は基本設計を行うものです。 なお、実施設計業務の発注方法等は未定です。</p>